

桜台自治会

会員各位

'22.9.15

桜台自治会

会長 星野 勝弘

10月郵貯半期払いの皆様へのお願い

令和4年度の自治会費(ゆうちょ引落し)半期払いの方の引落日は、

以下のとおりです。

引落日 (1回目) 10月11日(火)

再引落日 (2回目) 10月24日(月)

また、1回目に残高不足でも、再引落日までに入金していただければ引落しになりますので、残高の確認をお願いします。

尚、会費の未納の方(郵貯で5月に引落しされていない方)は、ゆうちょ通帳をご確認頂き現金にて自治会事務局までお願いします。

又、現金払いで未納の方はお早めに納入お願いいたします。

半年分 3,000円 1年分 6,000円です。

自治会館は土曜日、日曜日も開館しております

なお、自動払込み手続きがお済みでない方は、桜台郵便局にて出来ますのでお願いします。ご不明な点などありましたら郵便局または自治会事務局にお尋ね下さい。

自治会費徴収に役員さんの負担が大きくなっていますので、ご協力をお願いします。

以上

今年度活動スローガン：

みんなで創る 安全で安心の 美しい町

桜台自治会ホームページ：<https://桜台自治会.com>